



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム -企業活動の法的規制における日仏比較- 目次
Citation	北大法学論集, 46(2), 75-77
Issue Date	1995-09-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15611
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(2)_p75-77.pdf



シンポジウム

企業活動の法的規制における日仏比較

主催 北海道大学法学部

法学部長挨拶

第一報告 フランス刑事法における企業活動の規制

第二報告 企業活動に対する刑事法的規制

第三報告 企業活動に対する法規制の日本の特徴

総括

厚谷 襄 児

J・プラデル

長井 圓

実方 謙 二

J・プラデル

保原 喜志夫

法学部長挨拶

北海道大学法学部を代表いたしましたして、ひとことご挨拶申し上げます。本日はお暑い中、日仏シンポジウムにようこそお集まり下さいました。また、ポワチエ大学のジャン・ブラデル先生には、はるばるわが北海道大学法学部までおいでいただき、今日のシンポジウムのいわば主役としてご活躍いただくわけでありまして、法学部長として心より感謝を申し上げます。この日仏シンポジウムは、一昨年ポワチエ大学よりピエール・クーブラ教授をお招きして、「子供の権利を考える」と題する日仏シンポジウムが行なわれ、また昨年は同じポワチエ大学のミシエル・モロー先生をお招きして、土地所有権についての日仏比較研究が行われたわけですが、それに続くものであります。そして、今や本学部の恒例行事になりつつあるわけであります。また、昨年秋季にはポワチエ大学と本法学部の間で姉妹提携の協定が結ばれ、両校の絆は名実共に堅固なものとなりました。ここにいたりますまでには、深瀬忠一名誉教授、中村睦男教授、最近では白取教授のご尽力がありましたし、もちろん保原教授、瀬川教授など、本学部が誇りますフランス法関係のスタッフによります周到な受け入れ体制がそれをささえておりますことも、忘れてはならない点だと思われます。ひとつ、今日のシンポジウムのこれまででない特徴といたしまして、姉妹提携によりまして昨年「一九九三年」一月に来日されましたベレニス・ジャレさんがシンポジウムの準備段階から関わり、我々日本人スタッフを手伝ってくださったことがあります。これもポワチエ大学と本学部の交流の深まりの一端を示すものとして、おおいに自負しうることではないかと思う次第であります。

今年のテーマは、「企業活動の法的規制における日仏比較」というものであります。企業の社会的責任ということが言われるようになって久しいわけですが、公害、悪徳商法あるいは政治家への賄賂の問題をはじめ、社会問題、政治問

題で企業に関わらない問題を探すことが困難なほどに、企業活動は我々の社会と深く関わっております。例えば、今朝「一九九四年九月七日」の新聞にはODA援助の資財に絡む商社の談合があったという疑惑があり、公正取引委員会が立ち入り検査をしたという記事が載っております。このような記事に日々我々は接していながら、さて法律家としてのように対処すべきなのかという問題に正面から十分に取り組んできたかという点、必ずしもそうとはいえない。この種の問題を考えるに際しては、むしろいくつかの法領域にまたがってのいわば縦断的な考察とともに、同じような悩みをもつ他の先進諸国の解決の仕方に学び、比較法的な考察を加えることも必要かつ有益であります。今回お招きしたブラデル先生は、先般フランス刑法学会の会長に選ばれたやに伺っておりますが、文字どおり、フランス刑法学界を代表する著名な先生であるばかりでなく、経済刑法に關しましても大変な權威だそうでございます。また、東京からお招きしました、長井圓教授は日本における経済刑法の専門家としてご活躍中の氣鋭の先生でございます。

本学部からは、経済法の専門家といたしまして、実方謙二教授に企業活動に対する法規制の日本の特徴について報告していただくことになっております。本シンポジウムを通して、企業活動をどのように規制していくべきなのかという困難な問題について、良き知恵が得られますことを祈念いたしまして、私のご挨拶に代えたいと存じます。